ネクタイ 意見を聞いてと言ったら解雇!?

誠和学院　中農理事長は解雇を撤回せよ！

学校法人誠和学院日本工科専門学校（姫路市兼田）は、ネクタイの着用を巡って「従業員らの意見を聞いてほしい」と言った建築工学科の学科長に対して、学校の方針に反するとして解雇しました。この間、姫路ユニオンは誠和学院と２度の団体交渉を行い、解雇の撤回を求めてきましたが、中農一也理事長はこれを拒否したため、労働争議にまで発展する事態となりました。

09年４月から新任の校長が就任。４月９日の朝礼で事務長から「実習時も含めてネクタイの着用をするように」との指示が出されました。講師の間では実習時も含めて着用するのはとの声もあり、学科長は「全体の講師会議で話し合いをさせてほしい」と要望しました。

全体の講師会議での開催を求めていたのに、一方的に一部の職員だけで開くことが計画されたため、学科長は「これまでの学校方針を変更する（ネクタイの着用義務化）のであれば、全講師からの意見を聞く場を持ってほしい」と訴えたのです。すると事務長は、「学校としての決定事項に、講師会議の議論は必要ない」とはねつけられました。

さらに、特別会議室に呼び出された学科長は、理事長、校長、事務長の３人から執拗に着用を迫られたのです。そうした中で、言葉の行き違いもあり口論になりましたが、次営業日には理事長に対して「謝罪の意」と「ネクタイ着用」を伝えたのです。しかし４月20日付で解雇されました。

驚くべき解雇

ネクタイの着用という労働条件の変更を、一方的に決定し押しつける。そして、「従業員の意見を聞いてほしい」との要望を無視して「（当校の）意思決定方法についても異議を唱えた」として解雇するとは、信じられません。解雇とは、その労働者の生活＝生きる権利を奪う行為です。それを、民主主義を育む教育の場で「異議を唱えた」と解雇するとは許せません。

誠和学院は「建築確認検査機関」でありながら、理事長が役員を務める建設会社の建築物確認を行ったため、昨年兵庫県から業務停止の行政処分を受けていますが、順法精神を欠く企業体質なのでしょうか。

こうした不当解雇に対して、先日、姫路地裁に提訴し、裁判で闘うことになりました。市民のみなさん、私たちの闘いに温かいご支援をお願いします。

労働相談受付中

リーマンショック以降、急激な景気減速で一方的に賃金引き下げや労働条件変更を余儀なくされている人も多いと思います。「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの（労働基準法第２条）」です。「パートだから」「派遣だから」「職場に組合がないから」とあきらめないで、ユニオンにご相談下さい。ユニオンはみなさんと一緒に解決に向けて闘っていきます。

誰でも一人でも入れる労働組合　秘密遵守・相談無料

姫路ユニオン　079-288-1734